

(案)

【基本施策8】「社会的養護が必要な子どもや家庭に対する取組の推進」関連資料
「社会的養育推進計画」に関する事項について

国が都道府県等に対し策定を求めている「社会的養育推進計画(以下、「推進計画」)」について、現在、北九州市においては、「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」と一体のものとして策定しています。

この「推進計画」については、令和6年3月に、国から、令和4年6月に成立した改正児童福祉法等の内容を踏まえ、全面的な見直しを行い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画を策定するよう求められています。

北九州市においては、引き続き、「推進計画」を次期「北九州市子どもプラン」と一体のものとして策定し、「推進計画」に掲載する事項の詳細については、次のとおりとします。

I 北九州市における社会的養育に関する取組について

1 今後の里親等委託のあり方

保護者のもとでの養育が困難な子どもについても、できるだけ家庭と同様の環境で養育することが大切であることから、里親やファミリーホームへの委託を推進します。里親等委託を推進するために、里親養育包括支援（フォスタリング業務）の取組強化や里親支援センター設置の検討を進めます。

■主な方策

- 里親登録数の増加に向けて、リクルート活動を行うとともに、意欲と経験のある里親に対しては、ファミリーホーム開設の働きかけや開設に向けた支援をします。
- 里親会を活用し、里親サロンでの里親間の交流や、研修会での里親としての資質向上を図ります。
- 里親支援センター設置に向けて、民間フォスタリング機関への一部業務委託を行い、最終的には包括委託できるように協働体制を構築します。
- 児童相談所と民間フォスタリング機関とが役割分担した里親委託を推進します。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
里親登録（認定）数						
養育里親	107組	133組	149組	172組	195組	221組
専門里親	7組	7組	8組	8組	9組	10組
養子縁組里親	48組	58組	67組	77組	87組	99組
親族里親	7組	9組	11組	13組	15組	17組
(全体)	117組	140組	160組	185組	210組	238組
ファミリーホーム数	9か所	9か所	10か所	10か所	11か所	12か所
里親登録（認定）に係る児童福祉審議会の開催回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
里親支援センター設置数	状況を踏まえて検討					
必修研修以外の研修実施回数（受講者数）	5回 (77人)	6回 (92人)	8回 (120人)	10回 (150人)	11回 (165人)	12回 (180人)

2 今後の児童養護施設等のあり方

児童養護施設等においては、「できる限り良好な家庭的環境」で養育ができるよう、施設の小規模かつ地域分散化を進めるとともに、高機能化及び多機能化・機能転換を進めます。

市内の児童養護施設等で構成される「北九州市児童養護施設協議会」を中心として、各児童養護施設等が、それぞれの特徴を最大限に生かした社会的養育を推進していきます。

■主な方策

- 里親等委託の見込みを踏まえ、適切な施設の運営を図ります。
- 里親等で受入が困難なこどもへの、専門的ケアを行うスタッフを配置するなど、児童養護施設の高機能化を進めます。
- 北九州市児童養護施設協議会を中心として、各児童養護施設等が、それぞれの特徴を生かした養育に取り組めるよう支援します。
- 母子生活支援施設の適切な運営を図ります。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
小規模かつ地域分散化した施設数（入所児童数）	14か所 (84人) ※R6年 9月末	21か所 (126人)	21か所 (126人)	21か所 (126人)	21か所 (126人)	21か所 (126人)
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数	4か所					8か所
養育機能強化のための事業実施箇所数	なし	(地域の実情等を踏まえ検討)				
一時保護専用施設の整備数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
児童家庭支援センターの設置箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施箇所数	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
家庭支援事業委託施設数						
子育て世帯訪問支援事業	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所
子育て短期支援事業	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
一時預かり事業	167か所	167か所	167か所	167か所	167か所	167か所

3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進


特別養子縁組は、保護者の死亡や、家族再統合が極めて困難と判断されたこどもに、永続的・安定的な養育環境を提供し、こどもの養育に法的安定性を与える重要な制度です。

子ども総合センターにおいては、関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底していきます。

■主な方策

- 里親制度の普及啓発と併せて、特別養子縁組制度のPRを実施します。
- 保護者が死亡し、他に養育できる親族等がないこども、長期間にわたり親との交流がないこども、家族再統合が極めて困難と判断されたこどもなど、特別養子縁組等の検討対象となるこども数を把握し、養子縁組を推進します。
- 家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討します。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
子ども総合センターにおける専門チーム、担当係の体制整備	整備済み					
親子再統合支援事業による支援の実施件数	R5:23件 R6:30件	35件	45件	50件	55件	60件
子ども総合センターを通じて成立した特別養子縁組成立件数	0件	1件	1件	2件	2件	2件
民間あっせん機関を通じて成立した特別養子縁組成立件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
特別養子縁組に関する研修を受講した子ども総合センターの職員数(累計)	0人	80人	100人	120人	140人	160人

4 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、こどもの安全を迅速に確保し、最善の利益を守るために行われますが、こどもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものです。

一時保護されたこどもに対して、児童の権利や一時保護の理由などを丁寧に説明し、適切な養育を受ける権利等の擁護を図り、安全・安心な環境で個別の状況に応じた適切なケアの提供を推進します。

■主な方策

- 一時保護の決定や解除の際はこどもの意見を聴取し、児童の権利やその必要性について十分な説明を行い、児童の意見や意向を尊重した支援を行います。
- 家庭養育優先原則を踏まえ、委託一時保護が可能な里親やファミリーホーム、一時保護専用施設の確保を進め、個別性を尊重したケアを推進します。
- こどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護施設職員の研修や第三者評価を活用するなどの自己評価及び外部評価を通じて、専門性の向上を図ります。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
一時保護施設の定員数	40 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な施設等の確保数	23 施設	24 施設	25 施設	25 施設	26 施設	27 施設
一時保護施設職員に対する研修の実施回数（受講者数）	10 回 (210 人)	12 回 (280 人)	12 回 (280 人)	12 回 (280 人)	12 回 (280 人)	12 回 (280 人)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

5 社会的養護自立支援の推進

社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらも公的支援に繋がらなかった者等）の実情把握を行うとともに、交流の場や必要な情報の提供、相談等の支援体制を整備します。

■主な方策

- 児童自立生活援助事業の適切な実施に努めます。
- 社会的養護自立支援拠点事業を適切に実施するなど、社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制を整備します。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童自立生活援助事業Ⅰ型～Ⅲ型の実施か所数と入居人数						
Ⅰ型（入居人数）	4 か所 (23 人)	5 か所 (27 人)	5 か所 (27 人)	5 か所 (27 人)	6 か所 (32 人)	6 か所 (32 人)
Ⅱ型（入居人数）	0 か所 (0 人)	3 か所 (1 人)	4 か所 (6 人)	5 か所 (10 人)	6 か所 (12 人)	7 か所 (15 人)
Ⅲ型（入居人数）	0 か所 (0 人)	3 か所 (3 人)	4 か所 (4 人)	7 か所 (7 人)	10 か所 (10 人)	12 か所 (12 人)
社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

6 児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所（子ども総合センター）の強化等に向けた取組が必要です。

具体的には、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童福祉司等の増員や研修の受講による専門性の向上等を図ります。

■主な方策

- 児童相談所では、児童福祉司や児童心理司等を適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、体制強化に取り組みます。
- 児童相談所の第三者評価を行うことにより、業務の質の向上を図っていきます。

■資源の整備量

	現状	R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童相談所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
児童福祉司、児童心理司の配置数	110人	122人	法令等の配置基準に基づいた配置数			
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	12人	14人	法令等の配置基準に基づいた配置数			
医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	2人 (非常勤)	2人 (非常勤)	2人 (非常勤)	2人 (非常勤)	2人 (非常勤)	2人 (非常勤)
保健師の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	1人 (非常勤)	1人 (非常勤)	1人 (非常勤)	1人 (非常勤)	1人 (非常勤)	1人 (非常勤)
子ども総合センター職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	21人	21人	21人	21人	21人	21人
専門職採用者数	上記専門職の適切な配置に向けて、関係部局と調整を行う。					

7 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見表明・アドボカシー）

里親委託や施設入所しているこどもや、一時保護中のこどもの権利擁護の観点から、これらのこどもが有する権利等について理解できるような丁寧な説明や、こどもが意見表明できるよう、こどもの権利擁護に係る環境整備を進めます。

■主な方策

- 児童養護施設、里親・ファミリーホーム、一時保護所に入所しているこどもや、施設等に一時保護委託されたこどもが、意見表明することが出来る環境を整備します。
- こどもからの申し立てに応じて、こどもの権利擁護部会で審議を行い、関係機関等に対して意見具申等を行います。

■資源の整備量

	現状	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、施設等）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護に関する研修等の実施回数（受講者等数）	23回 (359人)	26回 (400人)	26回 (400人)	26回 (400人)	26回 (400人)	26回 (400人)

			現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
意見表明等 支援事業を 利用可能な こどもの人 数	①一時 保護所	利用可能なこどもの人数		387人	387人	387人	387人	387人
		利用したこどもの人数		81人	89人	97人	104人	116人
		割合		21%	23%	25%	27%	30%
	②一時 保護委託	利用可能なこどもの人数		283人	288人	293人	298人	303人
		利用したこどもの人数		8人	14人	20人	26人	30人
		割合		3%	5%	7%	9%	10%
	③里親・ FH	利用可能なこどもの人数		132人	150人	171人	192人	215人
		利用したこどもの人数		9人	14人	20人	26人	33人
		割合		7%	9%	12%	14%	15%
	④児童養 護施設	利用可能なこどもの人数	314人	300人	273人	242人	212人	179人
		利用したこどもの人数	56人	60人	55人	48人	42人	36人
		割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%

※①②③については、R 6年度から段階的に実施

8 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

更なるこども家庭支援を促進していくため、こども家庭センターにおいては、多様な家庭環境等への支援体制の充実・強化を図ります。

また、児童家庭支援センターが、十分な地域支援が行えるよう取り組みます。

■主な方策

- 児童家庭支援センターの適切な運営を図ります。
- 児童養護施設、里親・ファミリーホーム、母子生活支援施設で実施する、子育て短期支援事業の利用促進を図ります。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センター設置数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	策定済み					
子育て短期支援事業を実施している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	12か所 (R6当初)	15か所	19か所	23か所	27か所	32か所
児童家庭支援センター設置数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
子ども総合センターからの在宅指導措置委託件数	なし	状況を踏まえ検討				
家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	なし	家庭支援事業の必要な量の見込み等を踏まえ検討				

9 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要な妊婦や監護が必要な子どもが、安心して安全かつ健全な生活を営むことができるよう支援します。

■主な方策

- 医療から自立支援まで、多面的な支援が必要であるため、関係機関と連携した支援の強化を図ります。
- 相談対応を行う区役所職員を対象に、特定妊婦等への必要な支援に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。
- 支援が必要な家庭に対して、子育て世帯訪問支援事業などのサービスを提供します。

■資源の整備量

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（福岡県）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
助産施設の設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数（受講者数）	2回 (30人)	3回 (550人)	3回 (550人)	3回 (550人)	3回 (550人)	3回 (550人)

10 障害児入所施設における支援

障害児入所施設では、被虐待児童が一定割合生活しているため、障害に対する理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、社会的養育の観点から、「家庭養育優先原則」に基づき、「できる限り良好な家庭的環境」の下で支援を行う必要があります。

そのため、障害児入所施設においても「良好な家庭的環境」で養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。

■北九州市の現状※令和6年10月1日時点

- 福祉型障害児入所施設のうちユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数・・・1施設
- 福祉型障害児入所施設のうちユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数・・・措置児童16人

1.1 代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とするこどもとは、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当と認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者のことです。

こどもの人口（推計）に占める代替養育を必要とするこどもの割合を0.3%と見込み、下記の通り算出しました。

■代替養育を必要とするこども数と里親等委託者数及び児童養護施設等入所児童数の見込み

	現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
代替養育が必要なこども数の見込み (対 R5 減少率)	432 人	432 人 (100%)	423 人 (97%)	413 人 (95%)	404 人 (93%)	394 人 (91%)
3歳未満	36 人	29 人	29 人	29 人	29 人	28 人
3歳～就学前	64 人	60 人	56 人	54 人	50 人	44 人
学童期以降	332 人	343 人	338 人	330 人	325 人	322 人
里親・ファミリーホーム委託者数	107 人	132 人	150 人	171 人	192 人	215 人
3歳未満	5 人	10 人	13 人	17 人	19 人	21 人
3歳～就学前	19 人	21 人	24 人	29 人	28 人	33 人
学童期以降	83 人	101 人	113 人	125 人	145 人	161 人
施設入所児童数	325 人	300 人	273 人	242 人	212 人	179 人
乳児院	27 人	19 人	16 人	12 人	10 人	7 人
児童養護施設	298 人	281 人	257 人	230 人	202 人	172 人

■本市の里親等委託率について

1 これまでの目標値

		H31.3	R 6	R 8	R 11
各年代別の里親等委託率					
里親等委託率	3歳未満	14.3%	38.6%	42.2%	48.9%
	3歳～就学前	11.9%	40.3%	42.9%	47.0%
	学童期以降	21.1%	26.2%	28.9%	32.1%
	(全年齢)	19.1%	29.4%	32.2%	35.9%

2 今後の目標値

		現状	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
各年代別の里親等委託率、登録率、稼働率							
里親等委託率	3歳未満	13.9%	34.5%	44.8%	58.6%	65.5%	75.0%
	3歳～就学前	29.7%	35.0%	42.9%	53.7%	56.0%	75.0%
	学童期以降	25.0%	29.4%	33.4%	37.9%	44.6%	50.0%
	(全年齢)	24.8%	30.6%	35.5%	41.4%	47.5%	54.6%
登録率		55.2%	64.5%	73.8%	85.1%	98.2%	113.4%
稼働率		44.9%	48.1%	48.1%	48.7%	48.4%	48.1%

【現状と今後について】

市内の児童養護施設においては、地域小規模児童養護施設での養育が進んでおり、家庭的な環境による措置児童の受け入れ体制が整っていることや、登録から受託にまで至った里親が想定より少なかったことなどから、里親等委託率は当初の目標値と比較して低調となっています。

このような本市の地域特性等があるものの、乳幼児期の愛着関係の形成には特定の大人との情緒的な関係の構築が重要であり、国が求める里親等委託率の目標値を、「令和11年度までに乳幼児75%、学童期以降50%」に設定しました。

今後は、里親制度の広報に力を入れ、さらに登録者数を増やすとともに、ショートステイなど短期の受け入れで養育経験を積むことで里親の不安を解消させるなどして、未委託里親の活用に努めます。

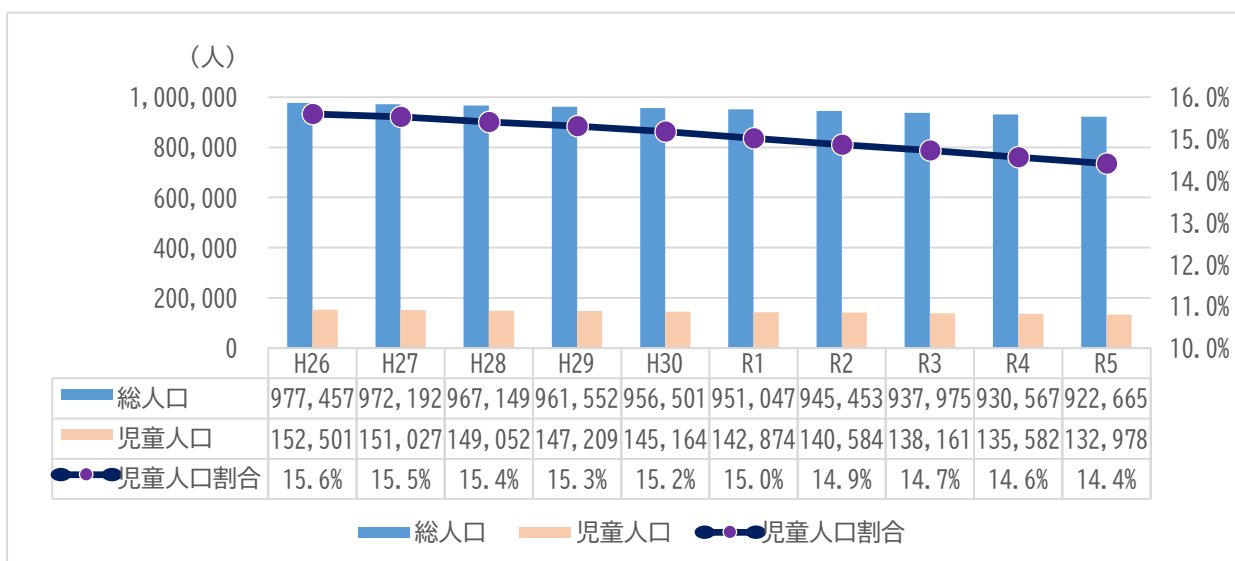
【算出方法】

代替養育を必要とするこども数（令和5年度実績）をもとに、今後、各児童が措置解除となる見込み時期を盛り込むとともに、令和7年度以降に新たに措置される児童を、例年新規措置が多い年代や措置解除が多い年代を参考として、各年度の年齢別措置児童数を算出した上で、里親等委託率を算出しました。家庭支援事業が充実されることを見込み、乳幼児の新規措置は現状よりも少なく想定しています。

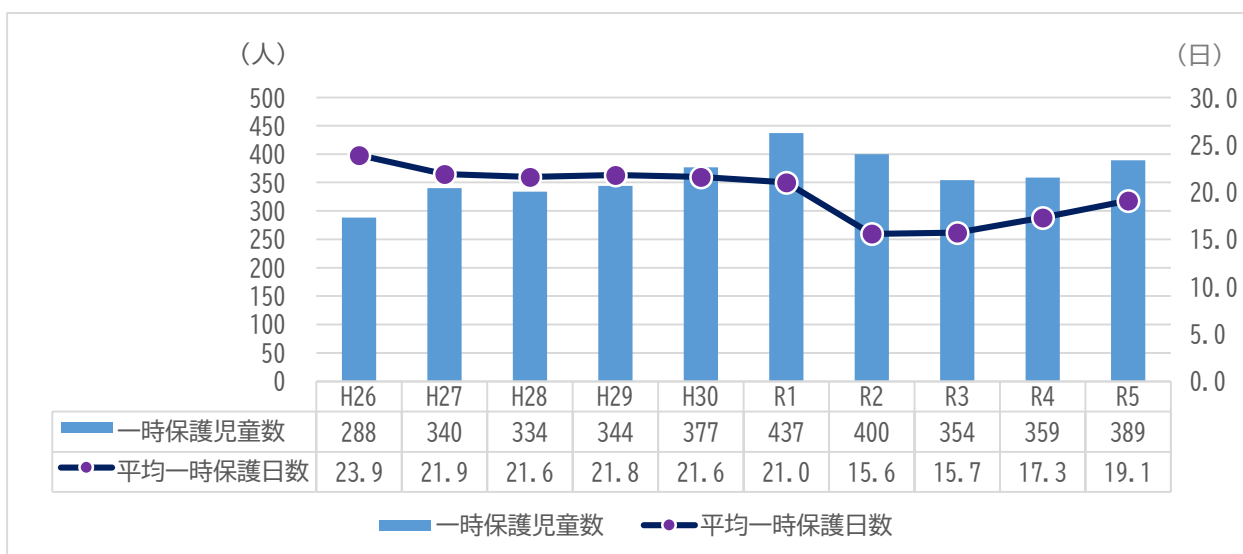
- ① 里親等委託率 = (里親・ファミリーホームへの委託児童数) ÷ (乳児院・児童養護施設の入所児童数 + 里親・ファミリーホームへの委託児童数)
- ② 登録率 (代替養育を必要とするこども数に対する里親等が受託可能なこども数)
= (里親登録(認定)数 × 平均受託児童数 + ファミリーホームの定員数) ÷ (乳児院・児童養護施設の入所児童数 + 里親・ファミリーホームへの委託児童数)
- ③ 稼働率 (里親等が受託可能なこども数に対する里親等へ委託されているこども数)
= (里親・ファミリーホームへの委託児童数) ÷ (里親登録(認定)数 × 平均受託児童数 + ファミリーホームの定員数)

■社会的養育に関する本市の現状と傾向について

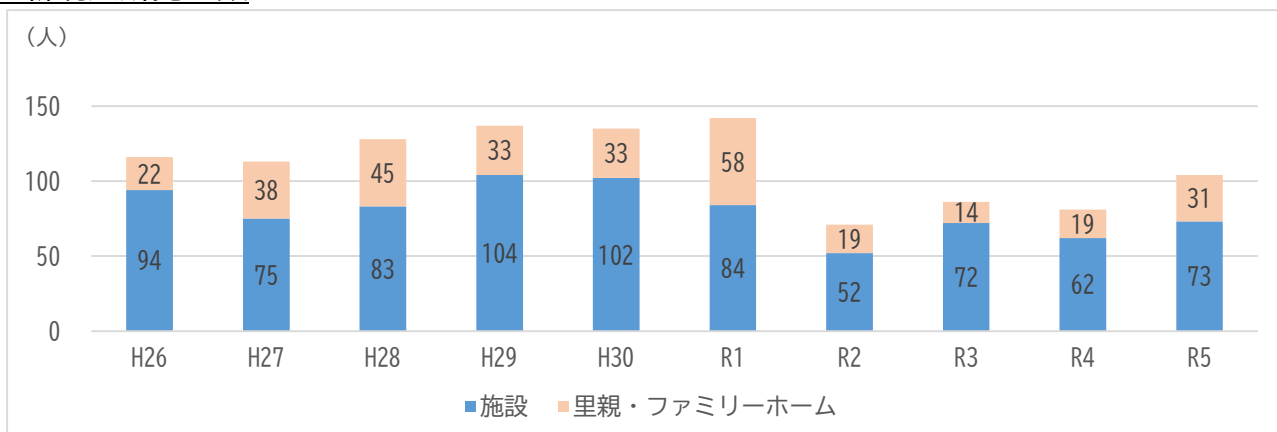
1 人口推移



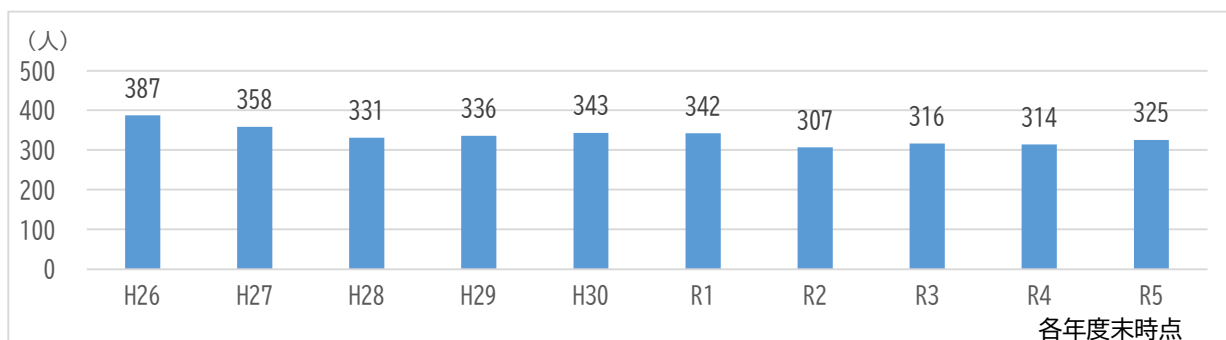
2 一時保護児童数・平均一時保護日数



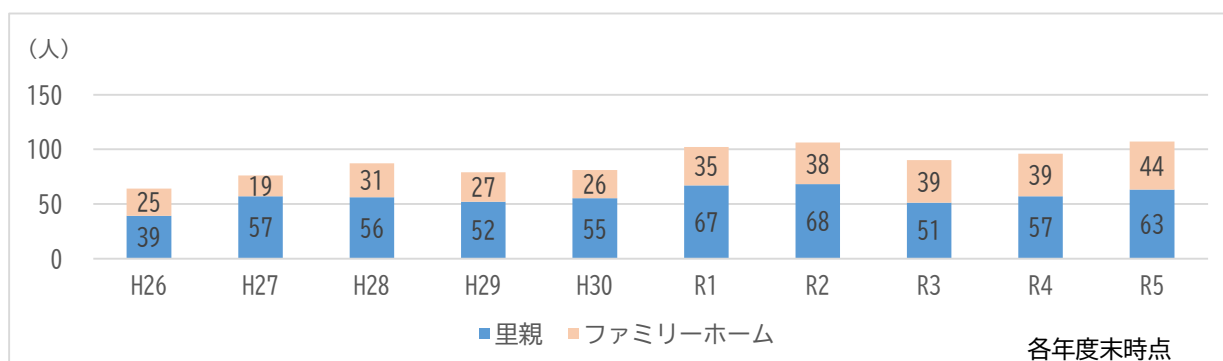
3 新規入所児童数



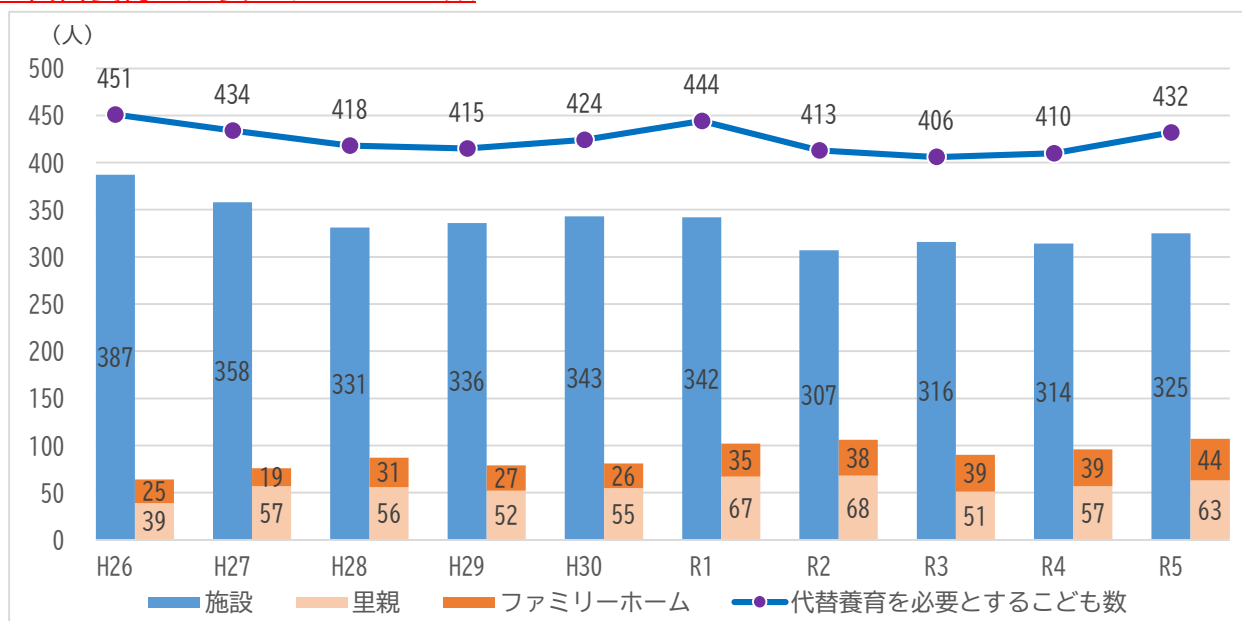
4 施設入所児童数



5 里親・ファミリーホーム委託児童数



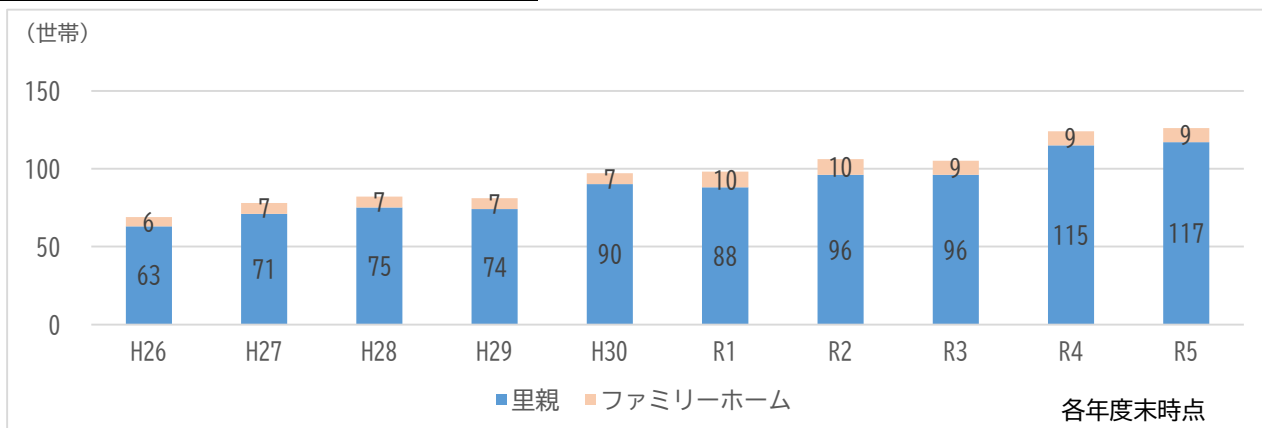
6 代替養育を必要とするこども数



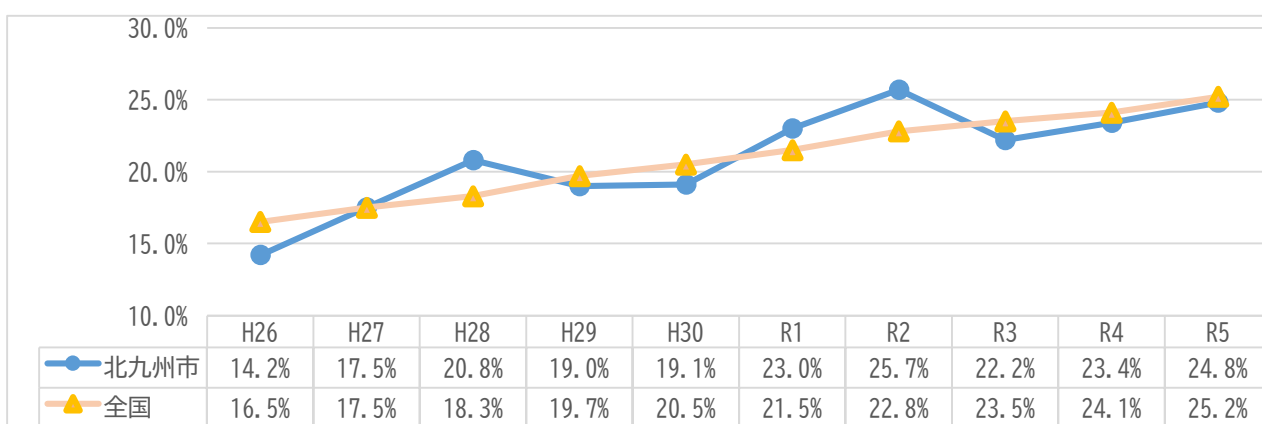
7 児童人口に占める代替養育を必要とするこどもの割合

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
代替養育を必要とするこども数	451	434	418	415	424	444	413	406	410	432
児童人口(各年度9月末)	152,501	151,027	149,052	147,209	145,164	142,874	140,584	138,161	135,582	132,978
割合	0.30%	0.29%	0.28%	0.28%	0.29%	0.31%	0.29%	0.29%	0.30%	0.32%

8 里親・ファミリーホーム登録世帯数



9 里親・ファミリーホーム委託率



10 子ども総合センターにおける相談件数

